

豊橋市次世代「農力」UP アカデミー事業に係るインターンシップ事業参加企業募集要項

株式会社サイエンス・クリエイト

(目的)

第1条 豊橋市次世代「農力」UP アカデミー事業に係るインターンシップ事業（以下、本事業という）は、株式会社サイエンス・クリエイトと地域農業関連事業者が連携し、次世代農業を担う人材確保のためのインターンシップ事業を実施し、もって豊橋市農業の持続的な発展に資することを目的とするものである。

(実施期間)

第2条 本事業の実施期間は平成30年8月1日から3月15日までとする。

(募集学生数)

第3条 本事業で募集する学生数は20名程度とする。各事業者からの申請される受入学生数の合計が20名を超える場合には本事業により補助する学生数を事業者毎に株式会社サイエンス・クリエイトが割り付ける。

(参加企業数)

第4条 本事業への参加企業数については上限を定めない。

(参加表明期間)

第5条 本事業への参加を希望する事業者は平成30年9月30日までに別紙様式により下記の事項を記載した参加申込書を株式会社サイエンス・クリエイトあてに提出しなければならない。

- (1) 受入学生数（年間）
- (2) 受入学生数（インターンシップ1回あたり）
- (3) 受入日程（時期・日数）
- (4) 受入部署・従業務の内容
- (5) インターンシップの計画表（カリキュラム）
- (6) 各事業者が設定する補助条件
- (7) 補助金申請額
- (8) その他

(補助金の対象経費と補助上限額)

第6条 本事業に参加する事業者がインターンシップに参加する学生に対して交通費及び宿泊費を支給する場合、株式会社サイエンス・クリエイトは事業者に対し、その支給額に応じて補助金を支給する。補助金の支給基準は別表のとおり。

## (割付内示)

第7条 各事業者による参加申込書の提出がなされた後、株式会社サイエンス・クリエイトは事業者毎の補助金総額の割付を行い、各事業者あてに内示を行う。

## (精算払)

第8条 株式会社サイエンス・クリエイトから事業者への補助金の交付は精算払とし、補助金額の確定については各事業者が受入学生から徴求する交通費や宿泊費の領収書の提出をもって確認するものとする。

## (事業実施報告)

第9条 事業者が株式会社サイエンス・クリエイトに対して補助金の精算払を請求しようとするときは、各事業者は別紙実施報告書に学生から徴求した領収書の写しを貼付し提出しなければならない。併せて、学生から提出された参加報告書の写しを提出しなければならない。参加報告については別紙に定めるもののほか、その他の書式による報告も可とする。

別表 補助金支給基準 (学生1人あたり)

受入地域	交通費 (往復) 補助上限額	宿泊費 (1泊) 補助上限額 (最大6泊まで)
中京圏 (岐阜・三重・愛知)	6,000 円以下	3,000 円以下
中京圏以外 (東京、関西、北陸他)	17,000 円以下	3,000 円以下